子育てガイドブック

子どもが親が地域が元気！
みんなで育てる沼田の子

沼田市

沼田市子育て
ガイドブックへようこそ！

　このガイドブックは、初めて出産・子育てを経験される方や沼田市へ転入された方などのお役に立てるよう、沼田市の子育てに関する情報をまとめたものです。

　何か「子育て」で不安や心配なことがありましたら、この冊子を開いてみてください。

目　次

1　妊娠から出産期

2　出産後・乳幼児期

3　幼児期

4　小学校入学から１８歳まで

このガイドブックで紹介している情報は、平成２７年４月現在のものです。内容等が変更になっている場合がありますので、詳細については担当課等へ直接お問い合わせください。

妊娠がわかったら

★妊娠届出

【問い合わせ】健康課　保健係　☎２３－２１１１

　妊娠とわかったら、妊娠届を行ってください。同時に母子健康手帳と、妊婦健康診査受診票が交付されます。
　母子健康手帳は妊娠の経過、出産状況、子どもの乳幼児期の発育・発達を記録する大切なものです。

《場　所》沼田市保健福祉センター　１階　健康課窓口
　※白沢支所・利根支所での母子健康手帳交付はしておりませんのでご注意ください。
《日　時》月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
　午前８：３０～１１：３０　※午後は受け付けておりません。
《持ち物》妊娠届出書
　妊娠中の注意点や、赤ちゃんが産まれた後のお話等をしますので、時間に余裕を持っておこしください。

★妊婦一般健康診査費用の助成

【問い合わせ】健康課　保健係　☎２３－２１１１

　妊婦健康診査にかかる費用を助成します。

《対 象 者》沼田市に住民票のある妊婦
《申請方法》母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票をお渡しします。
　※医療機関で健診を受ける際に、母子健康手帳を添えて提出してください。
　※転出、転入の際は、妊婦健康診査受診票の差し替えが必要です。必ず居住地の市町村にご相談ください。

★妊婦歯科健康診査費用の助成

【問い合わせ】健康課　保健係　☎２３－２１１１

　妊婦歯科健康診査にかかる費用を助成します。

《対 象 者》沼田市に住民票があり、平成２７年４月１日以降に妊娠届出をした妊婦
《申請方法》母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査受診票をお渡しします。
　※歯科医院で健診を受ける際に、母子健康手帳を添えて提出してください。
　※転出した際は、使用できません。

★マタニティセミナー

【問い合わせ】健康課　保健係　☎２３－２１１１

　出産に対する不安をなくし、健康な赤ちゃんを産み育てていただくために、初めてお母さんになられる方と、そのご家族を対象にマタニティセミナーを開催します。
　妊娠－出産－育児まで、みんなで楽しく学びましょう。

《内　容》
・助産師さんのお話
・赤ちゃんのお風呂実習
・これからの食生活
・お父さんの妊婦体験
・お母さんと子どもの歯
・赤ちゃんの衣類と保育

赤ちゃんが欲しい人のために

★群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業

【問い合わせ】利根沼田保健福祉事務所　☎２３－２１８５

○群馬県に夫婦またはどちらかの方が住民登録をし、不妊治療をしている夫婦に対して治療費の一部を助成します。

・助成対象の不妊治療は、健康保険が適応にならない体外受精及び顕微授精です。
・助成額は、治療区分Ａ、Ｂ、Ｄ、Ｅは１回あたり１５０，０００円を上限、治療区分Ｃ、Ｆは１回あたり７５，０００円が上限額になります。
・助成を受けるには、所得制限などいくつかの条件があります。詳しくは群馬県ホームページ（http://www.pref.gunma.jp）をご参照、または上記に問い合わせてください。

（参考）　治療区分

区分	治　療　内　容
Ａ	新鮮胚移植を実施
Ｂ	凍結胚移植を実施
Ｃ	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
Ｄ	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
Ｅ	受精できず
Ｆ	採卵したが卵が得られない、、又は状態のよい卵が得られないため中止

★不妊相談

【問い合わせ】不妊専門相談センター（群馬県健康づくり財団内）
予約専用 ☎０２７－２６９－９９６６

○女性産婦人科医と保健師が無料で相談を行っています。（予約制）
予約受付　毎週月曜日～金曜日／９：００～１７：００（祝日は除く）
相 談 日　毎月第１・第３木曜日／１０：００～１５：３０

★沼田市不妊治療費助成事業

【問い合わせ】健康課　☎２３－２１１１

○沼田市に１年以上居住し不妊治療をしている夫婦に対して治療費の一部を助成します。

・助成対象の不妊治療は、不妊治療費及び不妊治療に付随する検査費等の治療に要する費用を助成対象とします。（不妊診断のための検査は対象となりません。）
・助成額は、不妊治療に要する夫婦負担額の２分の１に相当する額（千円未満は切捨て）
※助成額の限度額は年額１０万円です。
・助成については、いくつかの条件がありますので、詳しくは上記に問い合わせてください。

赤ちゃんが生まれたら

★出生届

【問い合わせ】市民課　市民戸籍係　☎２３－２１１１

　お子さんが生まれた日から 14 日以内に出生の届け出をしてください。出生届には出生届、出生証明書、母子健康手帳及び届出人の印鑑が必要です。
　出生証明書は出生届の右側にあり、通常医師の方で用意してありますので、医師の証明が記入されてから出生届をしてください。

★赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

【問い合わせ】健康課 保健係　☎２３－２１１１

　赤ちゃんが産まれたら、生後４か月までのすべての家庭に保健師や助産師が訪問し、お母さんと赤ちゃんの健康状態を確認したり、心配事をお聴きしたりします。

★低出生体重児の届出

【問い合わせ】健康課 保健係　☎２３－２１１１

　出生時の体重が 2,500g 未満の場合は、届け出をしてください。母子健康手帳別冊のはがき(出生連絡票)をご利用ください。

★未熟児養育医療給付

【問い合わせ】健康課　☎２３－２１１１

　出生時の体重が 2,000g 以下や、身体のはたらきが未熟な場合、入院などの医療費を受けることができます。
　詳しくは上記にお問い合わせください。

★子ども医療費助成

【問い合わせ】市民課　国保年金係　☎２３－２１１１

　中学校を卒業するまでのお子さんの医療費が助成されます。国保年金係窓口で福祉医療費受給資格者証の交付を受けてください。
　医療機関で診療を受ける際に福祉医療費受給資格者証を提示すると、自己負担しなければならない費用を市が助成します。（保険外の診療は助成されません。）

福祉医療費受給資格者証の交付手続きに必要なもの … 対象になるお子さんの保険証、印鑑

※県外での診療や治療用装具を装着したときは、いったん医療機関窓口で自己負担金を支払い、後日国保年金係窓口で福祉医療費請求の手続きをしてください。

手続きに必要なもの … 対象になるお子さんの保険証、印鑑、領収書、福祉医療費受給資格者証、振込先のわかるもの

★出産育児一時金

【問い合わせ】市民課　国保年金係　☎２３－２１１１

国民健康保険の被保険者が出産した場合、世帯主に４０４,000 円（産科医療補償制度に加入し出産した場合は 420,000 円）が支給されます。

支給方法は、出産育児一時金の支給額を上限として、沼田市から医療機関に直接支払います。手続きは出産を予定されている医療機関で行うこととなりますので、手続きに必要なもの等は医療機関にてご確認ください。

また、分娩費用が出産育児一時金の支給額を下回った場合には、申請によりその差額を世帯主の方に支払います。該当者には、申請書を送付します。

※医療機関への直接支払いを希望されない方は、出産後に沼田市から受け取ることも可能です。手続き方法等詳細についてはお問い合わせください。

★チャイルドシート購入費補助

【問い合わせ】生活課　生活係　☎２３－２１１１

沼田市では、交通安全条例第９条により多発する交通死亡事故の抑制と次代を担う幼児の健やかな成長を支援しチャイルドシートの着用を促進するため、チャイルドシートの購入者に対し、その費用の一部を助成します。

《対 象 者》

市内に住所を有し、チャイルドシート購入の日又は補助金交付申請の日において１歳未満（０歳児）の乳児の父母で、市税等を滞納していないことが要件となります。

《補助金額》

購入価格の２分の１（千円未満切り捨て）で、限度額は５千円です。また、乳児１人に対し１台で、国土交通省の認証マーク入りのものとします。

《申請方法》

次のものを持参して出生届提出後、生活課（白沢町、利根町にお住まいのかたは、それぞれの支所生活係）で手続きをしてください。

①　領収書（購入した日、購入者の氏名、購入品名、購入店名が入ったもの）
②　品質保証書又は取扱説明書
（国土交通省認証マークがわかるもの）
③　印鑑
④　銀行の通帳又は口座番号の控え（補助金は口座振込です）

※ヨーロッパ・アメリカの安全基準を満たしたものでも申請できます。
不明の点についてはお問い合わせください。

★児童手当

【問い合わせ】子ども課　子育て支援係　☎２３－２１１１

手当の支給を受けるには申請が必要です。出生、転入した日（転出予定日）の翌日から 15 日以内に申請をしてください。申請が遅れると、遅れた分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

《支給対象》
０歳から中学校卒業まで（満 15 歳以後の最初の３月３１日まで）の児童を養育している方

《手当の月額》
〇所得制限限度額未満の方
・３歳未満：１５，０００円
・３歳以上小学校修了前（第１子・第２子）：１０，０００円
・３歳以上小学校修了前（第３子以降）：１５，０００円
・中学生：１０，０００円
〇所得制限限度額以上の方
・５，０００円（０歳～中学生）
※所得制限限度額については、上記へお問い合わせください。

《申請窓口》
子ども課（東原庁舎１階）/白沢支所生活係/利根支所生活係
※出生届、転入届の際に、市民課（本庁舎１階）でも申請書をお預かりしています。

《申請の際に必要となるもの》
〇印鑑 〇請求者の健康保険被保険者証の写し（国民年金の場合は不要） 〇請求者の通帳又は口座のわかるもの（手当は銀行振込となります）
※その他、必要に応じて提出書類がある場合があります。

《手当の支払期日》
６月、１０月、２月（前月分までの４ヶ月分が支払われます。）

《このようなときは窓口へ》
〇他の市町村へ転出するとき　〇児童と別居するとき　〇養育する児童が増えたとき
〇公務員になったとき など

健康管理は

★乳幼児健康診査

【問い合わせ】健康課 保健係 ☎２３－２１１１

お子さんの健やかな成長のために、下記の健康診査を実施しています。
実施日時については、個人通知及び「広報ぬまた」等で確認をしてください。

健康診査名	対　　象	会　　場
４か月児健康診査	３～４か月児	沼田市保健福祉センター
１０か月児健康診査	９～１０か月児	
１歳６か月児健康診査	１歳６～７か月児	
２歳児歯科健康診査	2歳～2歳1か月児	
３歳児健康診査	３歳２～３か月児	

★育児相談

【問い合わせ】健康課 保健係 ☎２３－２１１１

乳幼児の身体計測や育児相談、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談等を行っています。お気軽にお越しください。
《実施日については、「広報ぬまた」等でご確認ください。》

名　　称	対　　象	開催日	場　　所
エンゼルクラブ	乳児（１歳未満）	月１回	沼田市保健福祉センター
わんぱくクラブ	幼児（１歳以上）	２か月に１回	
こあらクラブ	乳　幼　児	年６回	利根保健福祉センター

★予防接種

【問い合わせ】健康課 予防係　☎２３－２１１１

　お子さんが元気に成長していくために適切な時期に予防接種を受け、免疫をつけることにより感染症にかかることを予防します。

◎お子さんが最初の予防接種を受ける前に、予防接種の説明や予診票を一冊にまとめた予診票綴と実施医療機関一覧表を赤ちゃん訪問でお渡ししますので、計画的に接種を受けてください。

・すべての予防接種は医療機関で個別に受けてください。

◎予防接種は法律の改正等で接種時期や対象者等、変更になる場合がありますのでご注意ください。

★発育や発達が気になるときは

【問い合わせ】健康課 保健係　☎２３－２１１１

　ことばが遅い、発達が気になる等の心配があるお子さんは、専門家による相談が受けられます。また、遊びを通して育児を支援する教室も実施していますので、お気軽にご相談ください。

＊予約や申込みが必要となります。

・こども発達相談
・ふれあい教室

急な病気のときの受診は

お子さんが最もよい医療を受けるためには、日頃からお子さんの体質や病歴などをご存じの「かかりつけ医」に相談したり、医療体制が整っている昼間の診療時間帯に受診することが大切です。

もし、休日や夜間の急な発熱・腹痛などの時にかかりつけ医にかかれない時には、次の機関をご利用ください。

★ 沼田利根医師会休日夜間急患診療所

《場　　所》沼田市上原町１８０１－６８　市民体育館南側　☎２４－１１９９

《診 療 日》

休日急患診療　日曜日・祝日及び年末年始（12月31日～翌年１月３日）

受付時間　午前の部　　９：４５～１１：３０
　　　　　午後の部　１３：００～１５：３０
　　　　　（年末年始は、１４：３０まで）

夜間急患診療　毎週　火、水、木、金曜日

※祝日及び年末年始（12月31日～翌年１月３日）を除く。

受付時間　１８：４５～２１：３０

※上記以外の時間帯については、利根沼田広域消防本部の救急病院等案内テレホンサービス(☎２４－００９９)にお問い合わせください。

《診療科目》　内科･小児科

★ 小児救急電話相談「群馬こども救急相談」について

県は、夜間や休日における子どもの急な発熱、嘔吐、腹痛などで医療機関を受診すべきか迷った時などに、病気への対処法や、応急処置などを電話で相談できる窓口を設けています。

《相談日と時間》月～土曜日　１８：００～翌朝８：００
　　　　　　　　日曜･祝日･年末年始　９：００～翌朝８：００

《対　　象》１５歳未満の子どもの保護者等

《費　　用》無料（通話料は有料となります。）

《電話番号》＃８０００（携帯電話からの利用もできます。）

※IP 電話、ダイヤル回線等をご利用の方は携帯電話からおかけください。携帯がつながりにくい場合等は☎03-５５２４-８１３５をご利用ください。

《相談応対者》専任の相談員（保健師または看護師）

《利用上の注意》　この電話は病気の診断・治療をするものではなく、助言によって保護者の判断の参考としていただくものです。保護者の目から見て明らかに緊急を要する場合には１１９番をご利用ください。

子どもを預けたい時は

★ファミリー・サポート・センター

【問い合わせ】沼田市ファミリー・サポート・センター（NPO法人尾瀬なでしこの会）
岡谷町１０７７－２　☎２２－２４４７

「子育てを手伝って欲しい人」と「子育てを手伝いたい人」が会員になって、一時的な子どものお世話を有料で行うシステムです。
残業で保育園の迎えの時間に間に合わない、急な用事で子どもを置いて出かけなければならない・・・そんな時、センターに登録をした「まかせて会員」がお手伝いをします。

《利用方法》
センターに登録し、会員になっていただきます。（会費無料）

《会員の種類》
＜お 願 い 会 員＞生後３か月から小学校６年生までのお子さんの保護者で、市内在住・在勤の方
＜まかせて会員＞市内在住・在勤でご自宅にてお子さんを預かれる方
＜どっちも会員＞両方を兼ねる方

《利用料金》

活　動　日	時　間　帯	１時間当たり
平日（月曜日から金曜日）	午前７時から午後７時まで	７００円
	上記以外の時間	８００円
土・日・祝日・年末年始	午前７時から午後７時まで	８００円
	上記以外の時間	９００円

★一時預かり保育

【問い合わせ】

○沼田恵保育園　清水町４３３０　☎２４－４１６３
○沼田保育舎　坊新田町１１０５－３　☎２２－２８５６
（沼田幼稚園）
○ぬまた南保育園　東原新町１４１１－５　☎２２－５５１９
○川田保育園　下川田町５４０　☎２３－１５９９

　保護者が病気や育児疲れなどで、急に家庭での保育ができなくなった場合に、一時的に保育園でお子さんをお預かりします。（原則月１４日以内）

〈実施園及び内容〉

	沼田恵保育園	ぬまた南保育園	川田保育園
対象年齢	生後１０か月から 小学校就学前まで	生後１０か月から 小学校就学前まで	生後１歳から 小学校就学前まで
保育時間	平日：8：30～16：00 ※土曜日及び保育時間の延長については要相談	平日：8：30～16：00 土曜：8：30～正午 ※特別な事情がある場合は要相談	平日：8：30～16：00 土曜：8：30～正午 ※特別な事情がある場合は要相談
保 育 料 （食事代含む）	○市内在住 日額　２，３００円 ○市外在住 日額　２，８００円	○３歳未満児 日額　２，０００円 ○３歳以上児 日額　１，５００円	○３歳未満児 日額　２，０００円 ○３歳以上児 日額　１，５００円
申 込 み	直接希望する保育園へ申込んでください。		

※沼田保育舎については、直接園へお問い合わせください。

★病後児保育

【問い合わせ】

沼田恵保育園　病後児保育室「たんぽぽケアルーム」　清水町４３３０
☎２４－４１６３

　お子さんの病気や怪我が治りきらなくて保育園や学校に行かせるのが不安、もう少し安静にさせたいけどそんなに仕事が休めない・・・このようなことで困ったことはありませんか？
　「たんぽぽケアルーム」では、病気や怪我の回復期にある１歳から小学校３年生までのお子さんを専用の保育室で看護師が一時的にお預かりします。
　詳しい内容、利用手順等は上記にお問い合わせください。

《利用できる方》
　市内に在住し、勤務の都合などやむを得ない理由により、家庭での保育が困難な方
《利用料金》
　子ども一人 １日 １，０００円
《保育時間》
　平日　８：３０～１７：３０
　土曜　８：３０～１７：３０（予約なき場合は閉室となります）
《利用定員》
　１日　３名まで（続けて利用する場合、連続７日以内）

※予約制のため、ご利用にあたっては前日の午後５時までに連絡をお願いします。

地域の子育て支援

★子育てコンシェルジュ

【問い合わせ】子ども課　子育て支援係　☎２３－２１１１

子育て支援について情報を提供します。お気軽にご相談ください。

★保健推進員

【問い合わせ】健康課　保健係　☎２３－２１１１

市内の各地域に保健推進員の方たちがいます。市で行う育児相談の協力や子育てに関するチラシを配布するなど、地域で安心して子育てができるよう支援していますので、お気軽にご相談ください。

★育児教室

【問い合わせ】健康課　保健係　☎２３－２１１１

教室名	内　　　容	方　法
のびのび学級	１歳から３歳のお子さんと保護者を対象に、保育士をまじえ一緒にスキンシップを図りながら仲間づくりしましょう。	募集人数 20 組 6回１コース

※ 詳しい日程・内容等は、広報にてお知らせします。

★子ども広場

【問い合わせ】ＮＰＯ法人利根沼田地域ボランティアセンター ☎２２－１７６０
０８０－５５０５－７１６１（子ども広場専用電話）

子ども広場は、沼田市保健福祉センター３階の一室にあります。０歳から就学前のお子さんと保護者に楽しく過ごしていただく場所です。また、子育てに関する悩み相談や、地域の子育て情報の提供などをしています。子育て中の「仲間が欲しい」「心配、悩みがある」そんな思いの保護者の方をサポートします。

《開館時間》
毎週月曜日～金曜日（年末年始、土日祝祭日除く）　１０：００～１５：００

《利用料金》
無　料

★地域子育て支援センター

【問い合わせ】

○沼田恵保育園「チャイルドハウスめぐみ」　清水町４３３０　☎２４－４１６３
○沼田幼稚園子育て支援センター　坊新田町１１０５－３
０９０－３００９－２８５６（支援センター専用電話）

子育て支援センターは、０歳から就学前のお子さんと保護者に楽しく過ごしていただく場所です。また、子育てに関する悩み相談や、地域の子育て情報の提供などをしています。子育て中の「仲間が欲しい」「心配、悩みがある」そんな思いの保護者の方をサポートします。

《開館時間》
チャイルドハウスめぐみ（月曜日～土曜日）　１０：００～１５：００
沼田幼稚園子育て支援センター（月曜日～金曜日）　９：００～１４：００

※祝日、年末年始、園の行事とかさなる場合などは、休館となりますので、ご利用の際は直接お問い合わせください。

★おはなしポケット

【問い合わせ】社会教育課（図書館）☎２２－０５５０

沼田読み聞かせの会がボランティアにて、子どもを対象に絵本や紙芝居などの読み聞かせ等を行っています。親子で楽しい時間をお過ごしください。

《場　所》沼田市立図書館　３階　おはなしのへや

《日　時》毎月第１、第３土曜日　午後２時３０分～午後３時位

※月によって開催日及び開催時間等の変更があります。「広報ぬまた」や館内でのチラシをご覧いただくか、上記にお問い合わせください。

★ブックスタート

【問い合わせ】社会教育課（図書館）☎２２－０５５０

ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者が、肌のぬくもりを感じながら言葉と心を通わせるひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動です。
市の健康診査待ち時間を利用し、ボランティアや図書館職員が、親子のコミュニケーションの大切さを伝え、絵本の読み聞かせを行いながら絵本等を手渡します。

《場　所》沼田市保健福祉センター

《対象者》４か月児健康診査該当児とその保護者

★子育てサロン

【問い合わせ】　沼田市社会福祉協議会　☎２２－１９９０

０歳から就学前のお子さんと、お父さん・お母さんのための憩いの場です。親子でくつろいで遊べるとともに、子ども同士の交流、お父さん・お母さんの仲間づくり、相談の場としてもご利用できます。

現在、社会福祉協議会に登録している子育てサロンは、市内に９カ所あります。詳しいことは上記にお問い合わせください。

平成２７年４月現在

サロン名	活動場所等	主な活動内容	開催数・参加人数
わいわいくらぶ	沼田市保健福祉センター	親子交流、絵本の読み聞かせ、歌・おもちゃ遊びなど	週１回（金曜日） １００人くらい
あかふうせん	沼田市保健福祉センター	親子交流、おもちゃ遊び、ベビーマッサージ教室など	月３回（火曜日） ２０～３０人
すくすくサークル	沼田市ふれあい福祉センター （対象は主に薄根地区にお住まいの方）	親子交流、おもちゃ遊び、自由遊び、季節行事など	月２回（金曜日） ３０人くらい
母乳育児サークル おしゃべり会 ＊ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞあり	沼田市保健福祉センター （対象は妊婦と授乳中の親子）	親同士交流、情報交換、育児相談、勉強会など	月１回 １０組くらい
ぶどうの会	沼田市保健福祉センター （対象は双子や三つ子の親子と多胎児妊娠中の妊婦）	親子交流、おもちゃ遊びなど	月１回 15人くらい
私は２歳	子育て支援センター チャイルドハウスめぐみ （沼田恵保育園併設）	散歩、料理、工作、勉強会、季節の行事など	月２回 ２０組くらい
結（ゆ）いっこ	白沢創作館	歌、手遊び、紙芝居 パネルシアター、親同士交流 情報交換	月１回 （第３木曜日） ５０～６０人
おしゃべりカフェ	利根保健福祉センター	絵本の読み聞かせ、歌、果物狩り、工作、散歩など	月２回 ２０人くらい
ポケットクラブ	利根保健福祉センター （対象は主に利根町にお住まいの方）	季節行事、寸劇、エプロンシアターなど	年６回 ２０人くらい

★ぐんまちょい得キッズパスポート事業

【問い合わせ】
〇子ども課　子育て支援係　☎２３－２１１１
〇群馬県少子化対策・青少年課　子ども未来係
☎０２７－２２６－２３９２

群馬県内にお住まいの子育て世帯にお配りしています。

協賛店舗に提示すると、店舗の厚意により割引やプレゼントなど、さまざまな「ちょい得」サービスを受けられます。詳しくは上記へ問い合わせるか、県ホームページ（http://kodomo.pref.gunma.jp）でご確認ください。

《配布対象》

次のどちらかの条件を満たすご家庭に配布しています。

・18 歳に達して最初の３月 31 日を迎えるまでの子どもがいる家庭
・妊娠中の方がいる家庭
※子どもまたは妊婦１名につき１枚配布です。

《受け取り方法》

ぐーちょきパスポートは、子ども課（東原庁舎 １ 階）で受け取ることができます。子どもがいることを証明できるもの（保険証、母子手帳等）をお持ちください。紛失したときの再発行も行っています。

《利用方法》

・カード裏面に、「子どものお名前」「お住まいの市町村」「子どもの生まれた年度」をご記入ください。
・対象になる子どもとその家族に限り利用できます。第三者に譲渡、貸与はできません。
・ぐーちょきショップ（協賛ステッカーが提示されている店舗等）で、ぐーちょきパスポートを提示して利用を申し出てください。

※店舗ごとに対象や利用金額等に制限があることがあります。

《有効期限》

平成２８年３月末まで。その前にカード裏面に記名された子どもが 18 歳に達した場合は、その年度末（３月 31 日）までとなります。

～近県との連携について～

近隣５県（福島、茨城、栃木、埼玉、新潟）と連携して、各県民が他の県の優待サービスを相互に利用できる取り組みがあります。各県のカードは、子ども課で受け取ることができます。利用内容等詳しいことは上記へ問い合わせるか、県ホームページ（http://kodomo.pref.gunma.jp）でご確認ください。

※ぐーちょきパスポートは他県では利用できませんので、ご注意ください。

※特典サービスや提供条件は店舗ごとに設定しているため、店舗によっては他県の方に提供できない場合もあります。

子ども・子育て支援新制度

【問い合わせ】子ども課　保育係　☎２３－２１１１

　すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成２４年８月に「子ども・子育て関連３法（※）」が成立しました。これらの法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成２７年４月から全国でスタートします。
　新制度では、すべての子どもと子育て家庭を対象に、市町村が幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

＊＊
＊　※「子ども・子育て関連３法」とは・・・　＊
＊　①子ども・子育て支援法　＊
＊　②認定こども園法の一部を改正する法律　＊
＊　③関係法律の整備等に関する法律　＊
＊　この３つの法律を総称して「子ども・子育て関連３法」と呼んでいます。　＊
＊＊

★支給認定（教育または保育の必要性の認定）

【問い合わせ】子ども課　保育係　☎　２３－２１１１

　新制度では、幼稚園や保育園などの施設の利用を希望する保護者は、教育または保育の必要性に応じた支給認定の申請を行い、支給認定証の交付を受ける必要があります。

○支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業等
１号認定	満３歳以上の就学前の子ども（２号認定を除く）	幼稚園、認定こども園
２号認定	満３歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
３号認定	満３歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園、地域型保育事業など

★保育認定（２号・３号認定）の条件

【問い合わせ】子ども課　保育係　☎２３－２１１１

保育認定（２号認定・３号認定）を受けるには、次に該当することが条件となります。

１	沼田市に居住し、かつ住民登録があること
２	就学前の児童で保育園での集団生活に支障のない児童であること
３	次のいずれかの事情で保育が必要な家庭であること ①就　　　　　労：１か月で４８時間以上就労している ②妊　娠　・　出　産：妊娠または出産後間もない ③疾病・負傷・障害：保護者本人に疾病、負傷または障害がある ④介　護　・　看　護：同居または長期入院している親族の看護や介護を行っている ⑤災　害　復　旧：火災またはその他の災害の復旧にあたっている ⑥求　職　活　動：求職活動を継続的に行っている（起業準備を含む） ⑦就　　　　　学：学校などに就学している（職業訓練校を含む） ⑧虐　待　・　ＤＶ：虐待または DV のおそれがある ⑨育　児　休　業　中：育児休業を取得する場合であって、すでに上の子が施設を利用しており、継続して入園を希望する場合（１年を超える場合は不可） ⑩そ　　の　　他：上記に類する状態として市が認める場合

★保育認定（２号・３号認定）の時間区分

【問い合わせ】子ども課　保育係　☎　２３－２１１１

保育認定（２号認定・３号認定）を受ける人は、保育の必要な時間に応じて、１１時間の枠の中での利用を基本とする「保育標準時間」認定と、８時間の枠の中での利用を基本とする「保育短時間」認定に区分されます。「保育標準時間」認定と「保育短時間」認定とでは、保育料に若干の差が生じます。

区　分	要　件
保育標準時間（１１時間）	・父母ともに１か月１２０時間以上の就労
保育短時間（８時間）	・父または母のどちらかの就労が１か月４８時間以上１２０時間未満 ・父または母が求職活動中 ・父または母が育児休業中

教育・保育施設等について

★幼稚園

【問い合わせ】学校教育課　学校教育係　☎　２３－２１１１

幼稚園は、学校教育法に基づき、幼児の心身の発達を助長することを目的とした教育施設です。各々の教育方針により特色のある保育を行っています。

○利用手続き

＜申し込み＞

申込書等の書類は、各幼稚園で配布します。園を通して手続きを行いますので、必要事項を記入し、関係書類を添付して、幼稚園へ直接申し込んでください。

※住所が市外にあり、本市の私立幼稚園を希望する場合は、住民登録のある市町村役場へ相談してください。

＜受付期間＞

利用申込みは、例年、夏から秋にかけて幼稚園ごとに受付をしています。年度途中の入園も可能です。ご希望の場合は、幼稚園に直接ご相談ください。

＜利用決定＞

幼稚園に提出された書類をもとに、市が支給認定を行い、支給認定証を発行します。施設利用にあたって大事なものとなりますので、各ご家庭で保管してください。

なお、利用の決定については各幼稚園より連絡があります。

入園にあたって必要な物や詳細についても、幼稚園から直接連絡します。

＜その他の届出＞

利用申込み手続き後（入園中も含む）、次の事項に該当する場合は、速やかに子ども課保育係まで連絡してください。別途、手続きが必要な場合があります。

- 住所が変わった場合
  ※私立幼稚園在園の方で、市外転出する場合は、必ず事前にご連絡ください。
- 氏名が変わった場合
- 世帯員の増減があった場合

○幼稚園一覧

区分	名　　称	所　在　地	電　話　番　号
公立	榛名幼稚園	榛名町 3271-3	２２－４７４０
	利南幼稚園	栄町 141	２３－１０７１
	利南東幼稚園	上久屋町 2161-2	２３－２３７３
	池田幼稚園	発知新田町 488	２３－９３１０
	薄根幼稚園	善桂寺町 78	２３－０６５１
私立	恵泉幼稚園　※	西倉内町 663	２３－３５８４
	ちぐさ幼稚園	柳町 394	２３－３３２４
	沼田幼稚園　※	坊新田町 1105-3	２２－２８５６

※恵泉幼稚園と沼田幼稚園は認定こども園のため、保育認定のお子さんも利用できます。
詳細は２３ページをご参照ください。

○幼稚園の利用時間

保育時間は１日４時間程度です。幼稚園によって若干異なりますので、詳細は各幼稚園にお問い合わせください。

私立幼稚園では、別途費用を払うことで、保育時間を延長することもできます。（一時預かり保育事業）

○利用者負担（保育料）

保育料は、原則として父母の住民税額を基に決定します。概算の保育料をお知りになりたい場合は、学校教育課学校教育係にお問い合わせください。

※保育料以外に園独自の費用負担がありますので、詳細は各幼稚園にお問い合わせください。

※同じ保護者が３人以上の子どもを扶養している場合、３人目以降の保育料は申請により無料となります。

３　幼児期

★ 保育園

【問い合わせ】子ども課　保育係　☎　２３－２１１１

保育園は、保護者が働いていたり、病気にかかったりなどの理由で、家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

○利用手続き

＜申し込み＞

申込書等の書類は、子ども課保育係で配布します。必要事項を記入し、関係書類を添付して保育係へ申し込んでください。

※住所が市外にあり、本市の保育園を希望する場合は、住民登録のある市町村役場へ相談してください。

＜受付期間＞

利用申込みの受付は随時行っていますが、利用を希望される月の前月１５日までに申込書等を提出してください。新年度の利用申込みは、例年１０月に一斉に受付をしています。

＜利用決定＞

申込書等で確認できる世帯の状況や、保育園の空き状況などで総合的に判断し、保育の必要性が高いお子さんから順次利用を決定しています。

利用が決定した場合には、利用承諾通知書をお送りします。入園にあたって必要な物や詳細については、保育園から直接連絡します。

※お子さんの年齢などにより、希望される保育園の受け入れが不可能な場合は、入園可能な状態になるまで待機をお願いする場合があります。

＜その他の届出＞

利用申込み手続き後（入園中も含む）、次の事項に該当する場合は、速やかに子ども課保育係まで連絡してください。別途、手続きが必要な場合があります。

１　家族状況等が変更になった場合

・住所が変わった場合　※市外転出の場合は、必ず事前にご連絡ください。

・氏名が変わった場合

・世帯員の増減があった場合

・保育認定の条件が変更となった場合（仕事を変更した場合も含む）

２　保育園を退園・辞退する場合

○保育園一覧

区分	名　　称	所在地 / 電話番号	定員	最小受入年齢	開所時間 平日	開所時間 土曜日
公立	ぬまた南保育園	東原新町１４１１－５ ２２－５５１９	115	6か月	７：３０～１９：００	７：３０～１８：００
	ぬまた東保育園	上原町１８０１－６６ ２３－５５９２	65	1歳	７：３０～１８：３０	７：３０～１３：００
	川田保育園	下川田町５４０ ２３－１５９９	60	1歳	７：３０～１８：３０	７：３０～１３：００
	白沢保育園	白沢町高平２０ ５３－２０３９	120	１１か月	７：３０～１８：３０	７：３０～１３：００
	利根保育園	利根町大楊１０７８－２ ５６－２２６８	120	1歳	７：３０～１８：３０	７：３０～１７：００
	多那保育園	利根町輪組８６７－１ ５３－２９２０	30	2歳	７：３０～１８：３０	７：３０～１７：００
私立	横塚保育園	横塚町１２２３－１ ２３－０００６	90	１１か月	７：１５～１８：４５	７：１５～１７：００
	熊の子保育園	戸鹿野町５７８－３ ２４－１４４６	90	6か月	７：００～１８：３０	７：００～１４：００
	沼田恵保育園	清水町４３３０ ２４－４１６３	140	6か月	７：００～１９：３０	７：００～１８：００
	桜ヶ丘保育園	桜町４７９８ ２４－８５７７	100	6か月	７：３０～１９：００	７：３０～１４：００
	ちぐさ保育園	柳町３９６－４ ２３－３３２４	100	6か月	７：３０～１９：００	７：３０～１４：００

３　幼児期

○保育園の利用時間

施設を利用できる時間は、「保育短時間」認定と「保育標準時間」認定とで異なります。
「保育短時間」認定は８時間の枠の中で、「保育標準時間」認定は 11 時間の枠の中で施設を利用できます。
それぞれの認定による保育時間の枠を超えて施設を利用する場合は、延長保育料がかかります。
各施設の利用できる時間帯は、以下のとおりです。

区分	名　　称	「保育短時間」	「保育標準時間」
公立	ぬまた南保育園	８：３０～１６：３０	７：３０～１８：３０
	ぬまた東保育園	８：３０～１６：３０	７：３０～１８：３０
	川田保育園	８：３０～１６：３０	７：３０～１８：３０
	白沢保育園	８：３０～１６：３０	７：３０～１８：３０
	利根保育園	８：３０～１６：３０	７：３０～１８：３０
	多那保育園	８：３０～１６：３０	７：３０～１８：３０
私立	横塚保育園	８：００～１６：００	７：１５～１８：１５
	熊の子保育園	８：００～１６：００	７：００～１８：００
	沼田恵保育園	８：００～１６：００	７：００～１８：００
	桜ヶ丘保育園	８：００～１６：００	７：３０～１８：３０
	ちぐさ保育園	８：３０～１６：３０	７：３０～１８：３０

○利用者負担（保育料）

保育料は、原則として父母の住民税額を基に、お子さんの年齢及び「保育短時間」、「保育標準時間」の認定区分により決定します。概算の保育料をお知りになりたい場合は、子ども課保育係にお問い合わせください。
※保育料は公立、私立とも共通です。ただし、保育料以外に園独自の費用負担がありますので、詳細は各保育園にお問い合わせください。
※同じ保護者が３人以上の子どもを扶養している場合、３人目以降の保育料は申請により無料となります。

★認定こども園

　認定こども園とは、保育園と幼稚園が持つそれぞれの機能を一体化することによって、県から認定を受けた施設で、利用者のさまざまなニーズに対応した保育を行っています。

◎沼田保育舎の場合

【問い合わせ】

○沼田幼稚園・沼田保育舎　坊新田町１１０５－３　☎２２－２８５６
○子ども課　保育係　☎２３－２１１１

＜入園資格＞
　１歳児～５歳児（離乳食の完了した子）
　※沼田保育舎を希望する場合は、保育認定（２号認定・３号認定）を受ける必要があります。

＜施設の利用時間＞
　施設を利用できる時間帯は、以下のとおりです。
　保育園と同じく、それぞれの認定による保育時間の枠を超えて施設を利用する場合は、延長保育料がかかります。

開所時間	
平　日	７：３０～１９：００
土曜日	７：３０～１５：３０

「保育短時間」	「保育標準時間」
７：３０～１５：３０	７：３０～１８：３０

＜申し込み・保育料＞
　申込手続き及び保育料については、保育園と同じです。（詳細については20~22ページをご参照ください。）

◎恵泉幼稚園の場合

　平成２７年４月から認定こども園に移行し、保育認定（２号認定のみ）を受けたお子さんの受け入れが可能になります。
　利用時間や申込手続きなど詳細については、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

○恵泉幼稚園　西倉内町６６３　☎２３－３５８４
○子ども課　保育係　☎２３－２１１１

★幼稚園就園奨励費

【問い合わせ】学校教育課　学校教育係　☎２３－２１１１

　一部の私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園）に在園している園児の保護者に対して、その世帯の市民税の課税額に応じて保育料等の補助を行います。

《資　格》　市内に住所を有する保護者

《手続き》　「幼稚園保育料等の減免措置に関する調書」を就園している幼稚園に提出してください。

　ただし、前年度の１月１日現在に、他市に住所を有していた場合は、住所地の市町村民税の課税証明書又は納税証明書（写）を添付してください。

小学校入学にあたって

お子さんが満６歳を迎えると、住所地の小学校へ入学することになります。入学する前には、次のような入学準備が必要となります。

【問い合わせ】学校教育課　学校教育係　☎２３－２１１１

★就学時健康診断

入学する前の年の９～１１月頃に、入学予定の小学校で健康診断が行われます。教育委員会から保護者へ通知しますので、記載内容を確認の上、指定される日に受診してください。

★新入学手続き

入学する年の１月末に、教育委員会から保護者へ入学通知書を送付しますので、記載内容を確認の上、４月の入学式に持参してください。

また、２月に入学予定の小学校で入学説明会があります。その際に学用品の販売もありますので、入学に当たり必要な学用品をそろえてください。

転校手続きについて

小・中学校に通っているお子さんが、市内へ転入又は市外へ転出するときは、小中学校の転校手続きが必要となります。

また、市内で転居された場合でも、通学区域が違うと、同様に転校手続きが必要となります。手続きは次のとおりです。

【問い合わせ】学校教育課　学校教育係　☎２３－２１１１

★市内へ転入

市民課で住所異動の届出後に、教育委員会学校教育課（白沢町、利根町での届出はそれぞれの支所）へお立ち寄りください。お子さんが入学する学校の「入学通知書」をお渡ししますので、前の学校で発行された書類とともに、入学する学校へ持参してください。

★市外へ転出

学校から転校に必要な書類が発行されますので、現在通っている学校へ相談してください。

住所異動の届出後に転入先の教育委員会で「入学通知書」が発行されますので、前の学校で発行された書類とともに、入学する学校へ持参してください。

★市内で転居（通学区域が違う場合）

学校から転校に必要な書類が発行されますので、現在通っている学校へ相談してください。

市民課で住所異動の届出後に、教育委員会学校教育課（白沢町、利根町での届出はそれぞれの支所）へお立ち寄りください。お子さんが入学する学校の「入学通知書」をお渡ししますので、前の学校で発行された書類とともに、入学する学校へ持参してください。

小学校入学後の子育て支援サービス

★学童クラブ

【問い合わせ】　子ども課　子育て支援係　☎２３－２１１１

　両親が働いているなどの理由で、昼間お子さんのめんどうを見られない家庭の、小学生のお子さんを放課後や夏休みなどの長期休暇中にお預かりし、遊びを主とした生活指導、育成を行っています。
　申込みや詳細については、直接各クラブに問い合わせてください。

名　称	所在地	電話番号	児童受入時間		保育料（おやつ代を除く）	備　考
			学校授業日	（学校休業日）上：月～金曜日 下：　土曜日		
沼田学童保育所	東原新町1931（十王公園前）	23-0002	放課後～19:00	7:30～19:00 7:30～18:00	学年別 7,100～10,100円	
めぐみ学童クラブ	清水町4330（沼田恵保育園内）	24-4163	放課後～19:30	7:00～19:30 7:00～18:30	時間別 11,000～15,000円	送迎有
さくら学童クラブ	西倉内町746（沼田小学校内）	22-8888	放課後～18:30	7:45～18:30 7:45～18:30	全学年一律 9,000円	
沼田東学童クラブ	東原新町1801-1（沼田東小学校敷地内）	23-2155	放課後～18:30	7:45～18:30 7:45～18:30	全学年一律 9,000円	
沼田東第2学童クラブ	東原新町1801-1（沼田東小学校敷地内）	24-5795	放課後～18:30	7:45～18:30 7:45～18:30	全学年一律 9,000円	
ちぐさ学童クラブ	柳町394（ちぐさ幼稚園内）	23-3324	放課後～18:30	8:00～18:30 8:00～16:00	全学年一律 10,000円	送迎有
しらさわ学童クラブ	白沢町平出73-1（こども交流館内）	20-9048	放課後～18:30	7:45～18:30 7:45～18:30	全学年一律 9,000円	
なでしこ学童クラブ	高橋場町4641-1（沼田北小学校そば）	22-0705	放課後～19:00	7:30～19:00 8:00～18:00	１～３年生 10,000円 ４年生～ 9,000円	送迎有
池田学童クラブ	発知新田町538-1（池田公民館前）	23-9146	放課後～19:00	7:45～19:00 7:45～18:30	全学年一律 9,000円	
利南東学童クラブ	下久屋町甲462（下久屋町公民館そば）	25-3455	放課後～19:00	7:30～19:00 8:00～18:00	１～３年生 10,000円 ４年生～ 9,000円	
おひさま学童クラブ	戸鹿野町543-3（沼田南中学校そば）	24-4791	放課後～19:00	7:30～19:00 7:30～19:00	全学年一律 10,000円	送迎有
薄根学童館	下沼田町450-９２号（薄根小学校そば）	23-8978	放課後～19:00	7:30～19:00 7:30～19:00	全学年一律 10,000円	
川田学童クラブ	上川田町2216（上川田町住民ｾﾝﾀｰ内）	24-8852	放課後～18:30	7:00～18:30 7:00～18:30	１～３年生 9,000円 ４年生～ 4,000円	送迎有
とね学童クラブ	利根町追貝16-1（利根支所隣接）	56-2011	放課後～18:30	7:45～18:30 7:45～18:30	全学年一律 9,000円	送迎有
学童クラブ 手をつなごう	久屋原町４４５（特別養護老人ホーム くやはらそば）	25-9292	放課後～19:00	8:30～18:30 8:30～18:30	全学年一律 10,000円	送迎有

★放課後子ども教室

子どもたちが地域社会の中で、地域の方々の参画を得て、スポーツ・文化活動並びに地域住民との交流活動等を通して、心豊かで健やかに育まれるように安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを推進しています。

放課後子ども教室名	開催場所	問い合わせ
沼小子ども広場	沼田小学校	社会教育課社会教育係（☎23－2111）
うすねわくわくスクール	薄根小学校	
こどもの広場　結いんぐ	白沢公民館外	

安定した学校生活を送るために

経済的な理由で進学や就学について心配がありましたら、下記のような援助制度がありますので、お問い合わせください。

【問い合わせ】学校教育課　学校教育係　☎２３－２１１１

★奨学資金貸付制度

市内に居住する世帯の優秀な生徒であって、高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に就学希望者のうち、経済的理由により進学及び就学困難な学生に対して、学資資金を貸し付ける制度です。

★就学援助費（小学生・中学生対象）

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校にかかる費用の一部を援助します。

★特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その世帯全員の所得に応じて学校にかかる費用の一部を援助します。

※その他の奨学金貸付制度については、在籍している学校にお問い合わせください。

ひとり親家庭のために

★児童扶養手当

【問い合わせ】子ども課　子育て支援係　☎２３－２１１１

児童扶養手当は、ひとり親家庭の児童が健やかに育つよう、生活の安定と自立を支援するために支給されます。（児童扶養手当法の改正により、平成 22 年８月から父子家庭にも支給が拡大されました。）

《対象者》

次の①～⑨のような状態にある児童（18 歳到達年度の末日まで。心身に一定の基準以上の障害の状態にある児童については 20 歳未満）を監護している父、母若しくは養育者（父母にかわって児童を養育している人）。

【※監護とは…日常生活において、児童の衣食住などの面倒をみていることをいいます。】

① 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
② 父または母が死亡した児童
③ 父または母が重度の障害の状態にある児童
④ 父または母が生死不明の児童
⑤ 父または母から１年以上遺棄されている児童
⑥ 父または母が裁判所からＤＶ保護命令を受けた児童（H２４．８改正）
⑦ 父または母が１年以上拘禁されている児童
⑧ 母が婚姻によらないで出生した児童
⑨ 父母ともに不明である児童

《手当金額（月額）》

手当額については、所得額による支給制限が設けられています。受給資格者または生計を同じくする扶養義務者（受給資格者の父母、祖父母、兄弟姉妹、子ども等）の所得状況により、全部支給、一部支給または全部支給停止に区分され、10 円きざみできめ細かく定められています。

これは、就労収入と手当額との総額が就労収入の増加に応じてなだらかに増えていくように設定されています。

〈平成２７年４月１日改正〉

区 分	児童１人	児童２人	児童３人以降
全部支給	42,000円	47,000円	1人増すごとに 3,000円を加算
一部支給	9,910～41,990円	14,910～46,990円	
全部支給停止	0円	0円	0円

※手当額には物価スライドによる改定があります。

《注意事項》

・他市町村から転入された方は所得証明書を提出していただく場合があります。
・平成 10 年４月１日以前に受給資格があって、未請求のまま５年を経過しているときは手当が支給されません。

《支給月》

４月・８月・12 月　（支給月の前４ヵ月分が対象となります。）

★高等職業訓練促進給付金等事業

【問い合わせ】子ども課　子育て支援係　☎２３－２１１１

就労に役立つ資格（看護師など）を取得するために、資格養成機関で修業しているひとり親家庭の父母に対し、訓練促進給付金等を支給する制度です。
(受給は１回限り。必ず、入学前にご相談ください。)

《対象者》

次の要件をすべて満たす人

- 沼田市内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父（父子家庭の父は平成 25 年４月から該当となりました。）
- 児童扶養手当受給または同様の所得水準
- 資格養成機関で２箇年以上のカリキュラムを修業し、対象資格を取得見込みの人

《対象資格》

- 看護師（准看護師を含む）
- 介護福祉士
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士

《支給期間》

- 修業期間の全期間

上限２年

《支 給 額》

〇訓練促進給付金

月額１００，０００円 （市町村民税課税世帯の方は７０，５００円）

〇修了支援給付金

５０，０００円 （市町村民税課税世帯の方は２５，０００円）

★自立支援教育訓練給付金事業

【問い合わせ】子ども課　子育て支援係　☎２３－２１１１

ひとり親家庭の父母の就労を促進するため、指定された講座（ホームヘルパー養成講座や医療事務講座など）を受講した場合、修了後に受講費の一部を支給する制度です。(受給は１回限り。受講前に事前相談、申請が必要です。）

《対象者》

次の要件を全て満たす人

- 沼田市内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父（父子家庭の父は平成 25 年４月から該当となりました。）
- 児童扶養手当受給または同様の所得水準にある人
- 受講開始日に、雇用保険による教育訓練給付の受講資格が無い人
- 教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人

《対象講座》

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

《支 給 額》

受講のために支払った費用の 10 分の２（１０万円を限度）

ただし、支給額が 4,000 円以下の場合は、支給されません。

★母子・寡婦福祉資金貸付金

【問い合わせ】利根沼田保健福祉事務所　☎２３－２１８５

経済的自立を援助するための貸付制度があり、主な資金については以下のとおりです。技能取得や子どもの修学又は入学準備の時などに利用できます。

《資金の一例》

資金の種類	貸　付　限　度　額		利率
修学資金	公立高校自宅通学の場合 私立大学自宅外通学の場合	月額18,000円 月額64,000円	無利子
修業資金		月額68,000円	無利子
就学支度資金	公立高校自宅通学の場合 私立大学自宅外通学の場合	150,000円 590,000円	無利子

※資金によっては利子がつきます。

★ひとり親家庭医療費助成

【問い合わせ】市民課　国保年金係　☎２３－２１１１

ひとり親家庭に医療を助成する制度です。（保険外の診療は助成されません）

《対象者》

・18 歳到達年度の末日までの児童を養育しているひとり親家庭の父、母、該当する児童
・父母のいない 18 歳到達年度の末日までの児童

《手続きに必要なもの》

保険証、印鑑、配偶者又は父母がいないことを証明する書類等、その他必要となるものがありますので、上記へお問い合わせください。

★ＪＲ通勤定期券の割引制度

【問い合わせ】子ども課　子育て支援係　☎２３－２１１１

児童扶養手当の支給を受けている世帯の人が、JR の列車で通勤する場合、定期券の割引（３割）が受けられる制度です。市では、定期券の購入に必要な証明書を発行しています。

★ひとり親家庭子育て支援事業

【問い合わせ】ＮＰＯ法人 尾瀬なでしこの会　☎２２－０７０５

一時的に子育てが困難な場合に、ファミリー・サポート・センターが子育て支援者を紹介します。詳しくは、ファミリー・サポート・センター（Ｐ９）を参照。ひとり親家庭の方が利用する場合は、利用料金が減額になる場合があります。

★税の軽減

【問い合わせ】税務署・市役所税務課

ひとり親家庭の方は申告すると、所得税や住民税の寡婦（夫）控除が受けられる場合があります。

★利子非課税制度

【問い合わせ】各金融機関

児童扶養手当、遺族基礎年金等を受けている方は、証書（その他添付書類が必要な場合があります）を添えて金融機関等に申し出ると、一定の預貯金に対し利子が非課税になる場合があります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

★沼田市母子会

【問い合わせ】子ども課　子育て支援係　☎２３－２１１１

母子会は、母子家庭や寡婦の方々が互いに助けあい、明るく安定した生活を自分たちの手でつくっていくために活動している団体です。仲間づくりや生活の向上を目指して、レクリエーションや講習会などを実施しています。　（年会費　１，０００円）

病気や体が不自由なお子さんのために

★医療費助成（重度心身障害者）

【問い合わせ】市民課　国保年金係　☎２３－２１１１

　次の要件に１つでもあてはまる方は、重度心身障害者の医療助成が受けられます。（保険外の診療は助成されません。）

①身体障害者手帳１・２級
②障害年金（国民年金）１級
③特別児童扶養手当１級
④療育手帳判定Ａ・Ｂ１（Ｂ中）
⑤障害年金１級程度の障害で年金を受給することができない人

※手続きに必要なものは、保険証、印鑑、手帳や証書です。

★特別児童扶養手当

【問い合わせ】子ども課　子育て支援係　☎２３－２１１１

　精神または身体等に障害のある在宅の２０歳未満の児童を養育する保護者等に対し支給されます。所得制限があります。

【以下の問い合わせ先】　社会福祉課　障害福祉係　☎２３－２１１１

★障害児福祉手当

　受給資格が認定されると、申請月の翌月分から、手当が支給されます。
　対象者は、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方です。
　施設等に入所されている方や、当該障害を支給理由とする年金を受給されている方は、手当を受給することができません。
　障害児福祉手当には、所得制限があります。受給者（申請者）の所得が所得限度額を超える場合や、受給者の配偶者・扶養義務者の所得が所得限度額以上であるときは、手当は支給されません。

★自立支援医療（精神通院医療）

　精神の疾患（てんかんを含む）のため、継続的な通院治療を必要とする児童です。
　精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療が対象です。
　精神通院医療にかかる医療費について、原則１割負担です。ただし、同じ医療保険に加入している方の世帯の課税状況により、月当たりの負担額に上限を設定しています。
　一定所得以上になると、自立支援医療の対象外になる場合があります。

★自立支援医療（育成医療）
18 歳未満の児童で、身体に障害を有する方、または、これを放置すると将来障害を残すと認められる方で、手術等により確実な治療効果が期待できる方を対象に、公費による医療給付を行っています。

★障害児通所施設
療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる場合、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを行う児童発達支援を利用することができます。

★居宅介護事業
障害程度区分の認定を受け居宅介護の支給決定を受けている場合、自宅で入浴、排せつまたは食事の介護などの居宅介護サービスを受けることができます。

★短期入所事業
障害程度区分の認定を受け短期入所の支給決定を受けている障害児を、自宅で介護する保護者等が病気などの場合、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを受けることができます。

★補装具支給制度
身体障害児に対し、補装具を給付します。
世帯の課税状況により、補装具の費用の一部、または全額を自己負担する必要があります。

★日常生活用具給付制度
在宅の身体障害児や知的障害児に対し、日常生活に必要な用具を給付します。
障害の程度に応じて、給付できる用具の種類が決まっています。
世帯の課税状況により、用具の費用の一部、または全額を自己負担する必要があります。

★心身障害者扶養共済制度
内容：心身障害者扶養共済制度は加入者が死亡または、重度の障害状態になった場合、心身障害児（者）に年金が支給される制度です。
加入者には、毎月保険料を納めていただきます。

★日中一時支援事業（登録介護者事業、サービスステーション事業）
心身障害児の介護を行う保護者が一時的に介護が出来ない場合、あらかじめ市に登録を行っている介護者や県へ登録を行っている 24 時間対応型サービスステーションに、心身障害児を一時的に介護の依頼をすることができます。

★特定疾患等患者見舞金
受給資格が認定されると、申請月から、見舞金が支給されます。
見舞金を受給することができる方は、小児慢性特定疾患医療給付実施要綱に定める 18 歳未満児の対象疾病で、群馬県が実施している医療給付を受けている方です。

児童虐待について

★ 児童虐待って何？ －子どもへの虐待が増えています－

「しつけだと思っていた・・」としても、子どもにとって有害な行為であれば、それは「虐待」です。

児童虐待は、子どもたちの心や体を傷つけ、成長を妨げてしまいます。

○虐待はどうして起こるの？

～子育ては喜びも悩みもたくさんあります。～

多くの場合、ひとつのことが原因ではなく、さまざまな要因が重なって不安定になり、虐待が引き起こされます。

家族をとりまく要因	・経済不安（収入の低下・失業） ・核家族化（育児の相談等をできる人がいない） ・地域からの孤立（近所付き合いが薄い） ・不安定な夫婦関係（けんかが多い、暴力がある、会話がない、など）
親の要因	・育児不安（育児が上手くいかない、発達の遅れが心配だ、などのストレス） ・精神、体調不安（うつ、疾病などによる養育力の低下） ・親の虐待経験（親自身が子どもの時に受けた虐待による精神的トラウマ）
子どもの要因	・育てにくい（病気がち、こだわりが強い、かんしゃくが激しい・・・など）

○虐待は、大きく次の4つに分類されます。

分類	内容	例えば・・・
身体的虐待	子どもの身体に傷あとが残るほど強く叩いたり、子どもの命を危うくするような怪我をさせることです。	・子どもを殴ったり、蹴ったりする ・子どもの身体に熱湯をかける ・アイロンやタバコの火を押し当てる ・風呂に子どもの頭をつけおぼれさせる ・冬など屋外に閉め出す ・子どもを縄で縛り拘束する・・など
性的虐待	子どもにわいせつな行為や性的暴行をすることです。	・子どもの性器をさわったり、性器を見せたりする ・性的な満足を得るために子どもの身体に触る ・子どもをポルノの被写体にしたりする・・・など
ネグレクト（養育の拒否や放置）	子どもの生活の面倒を十分に見なかったり、育児をせず放置しておくことです。	・子どもに食事を十分に与えない ・子どもが重度の病気やけがをしても病院に連れて行かない ・育児が必要な乳幼児を家に残したまま外出する ・子どもの意思に反して学校等に登校(園)させない ・子どもに長期間入浴させない、下着など長期間不潔なままにしておく ・乳幼児を車に放置する・・など
心理的虐待	心理的いじめで、情緒不安定にさせたり、こころに傷を負わせることです。	・子どもに対してことばで脅迫したり、極度に不安がらせる ・子どもを必要以上に無視したり、子どもの言うことを繰り返し冷たく拒否する ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う ・きょうだいで極端に差別的な扱いをする・・など

○虐待をしていると感じたら・・・虐待を目撃したら・・・

子どもへの虐待は、行政や関係機関による対応だけでなく、家族や地域の身近な方たちの協力があってはじめて未然に防いだり、早期に発見することが可能となります。

■ もし・・・自分が虐待をしていると感じたら
　ひとりで悩まずにお電話ください。一緒に考えましょう。あなたの子育てをサポートします。

■ 虐待を見たり聞いたりしたら
　近くで虐待を発見したり、虐待では？と思うことがあったら迷わずご連絡ください。
　ちょっとした「目くばり」・「気くばり」で子どもを虐待から救えます。

○連絡（通告）先

連 絡 先	電話番号	時 間 帯
家庭児童相談室（東原庁舎内）	２２－０８７４	月～金 ９：００～１７：００
北部児童相談所（渋川保健福祉事務所内）	０２７９－２０－１０１０	月～金 ８：３０～１７：１５
子どもホットライン２４	０１２０－７８３－８８４	２４時間対応
中央児童相談所（前橋市野中町360-1）	０２７－２６１－１０００	月～金 ８：３０～１７：１５
警察署（緊急を要する場合）	２２－０１１０	２４時間対応

ひとりで悩まないで

★困ったときの相談窓口

《病気・ケガ》

■群馬子ども救急相談室（群馬県医務課）　☎＃８０００
　※携帯がつながりにくい場合等は、☎０３－５５２４－８１３５をご利用ください。

子どもの急病時の医療機関のかかり方、家庭での対処法についての電話相談。
＜相談時間＞月～土曜日　１８：００～翌朝８：００
　　　　　　日曜、祝日、年末年始　９：００～翌朝８：００

《子育ての相談窓口》

妊産婦の健康、妊娠中の胎児期から乳幼児期の育児についての相談に応じます。

沼田市健康課保健係	相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５ 相談方法：来庁又は電話 ☎２３－２１１１
利根沼田保健福祉事務所	相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５ 相談方法：来庁又は電話 ☎２３－２１８５

子どもに関する相談に応じます。一人で悩まず気軽に相談してください。

家庭児童相談 つぼみサポート （沼田市福祉事務所）	子育てに悩んだり、困ったら気軽にご相談ください。 相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） ９：００～１７：００ 相談方法：来庁又は電話 場　　所：沼田市役所東原庁舎１Ｆ相談室 ☎２２－０８７４
青少年相談 （沼田市青少年育成 相談センター）	学校、友達、家庭のことなど、青少年の健全な育成に関する相談 相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００ 相談方法：来庁、電話、メール 場　　所：中央公民館２Ｆ ☎２３－５４１１ E-mail：soudan-center@n-numata-boe.gsn.ed.jp

こどもホットライン 24 （中央児童相談所）	子どもに関する２４時間電話相談窓口 相談時間：毎日２４時間 ☎０１２０－７８３－８８４（フリーダイヤル） ☎０２７－２６３－１１００（携帯電話からは）
中央児童相談所北部支所 （渋川保健福祉事務所）	子どもに関する相談窓口 相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５ 相談方法：来庁又は電話 ☎０２７９－２０－１０１０
教育相談 （沼田市教育研究所）	幼児から中学生までのお子さんの教育相談を行っています。お子さんの教育でお悩みの方は、お気軽にご相談ください 相談時間：月～金曜日(祝日、休館日を除く) ９：００～１７：１５　※水曜日は幼児相談を除く ☎５３－２１９０
家庭教育電話相談 「よい子のダイヤル」 （県生涯学習センター）	家庭教育や子どもの問題などの相談 相談時間：火～土曜日（祝日、休館日を除く） １０：３０～１２：３０ １３：３０～１５：３０ １６：３０～１８：３０ ☎０２７－２２４－４１５２
子ども教育・子育て相談 「子ども教育相談室」 （県総合教育センター）	乳幼児から高校生までの教育や子育てに関するあらゆる相談 相談時間：月～金曜日　　９：００～１７：００ 第２・第４土曜日　９：００～１５：００ （祝日、年末年始を除く） ☎０２７０－２６－９２００
いじめ相談ホットライン 「子ども教育相談室」 （県総合教育センター）	いじめに関する緊急の相談 相談時間：月～金曜日　９：００～１９：００ 第２・第４土曜日　９：００～１５：００ （祝日、年末年始を除く） ☎０１２０－８８９－７５６（フリーダイヤル） ☎０２７０－２０－１５１５（携帯電話からは）
こどもの悩み 110 番 （沼田警察署）	非行、いじめ、家庭問題、その他少年の健全育成に関する相談 相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５ ☎２３－８９８９
安心・自信の相談でんわ （NPO 法人エンパワメントぐんま）	不登校、児童虐待、いじめなどの相談 相談時間：月～木曜日（祝日、年末年始を除く） １３：３０～１７：００ ☎０２７－３５０－３９００
あなたのお住まいの地区の民生委員児童委員、主任児童委員	地域住民が抱える問題について、親身になって相談にのります。 詳しくは３８ページ参照 ※担当の民生委員児童委員、主任児童委員がわからない場合の問い合わせは、社会福祉課社会係（☎２３－２１１１）まで

《その他》

■群馬いのちの電話（社会福祉法人　群馬いのちの電話）　☎０２７－２２１－０７８３
「いつでも」「どこでも」「だれでも」「どんなことでも」利用できる電話相談です。
<相談時間>毎日（年中無休）　９：００～２１：３０
第１・第３金曜日　９：００～２４：００
第２・第４金曜　２４時間受信

■群馬県こころの健康センター（前橋市野中町３６８）　☎０２７－２６３－１１５６
E-mail：kokoro@pref.gunma.jp
こころの健康に関する相談に応じます。
<相談時間>月～金曜日（祝日、年末年始を除く）９：００～１７：００
<相談方法>電話、来所（事前に電話予約要）、Ｅメール

★民生委員・児童委員とは

～住み慣れた地域で安心して暮らせるためのお手伝い～

【民生委員児童委員】
民生委員は、民生委員法に基づき、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、皆さんの相談に応じたり、必要な情報の提供や支援を行っています。
また、すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員に充てられており、児童や妊産婦への援助も併せて行うこととなっています。

【主任児童委員】
主任児童委員とは、児童福祉法により児童福祉関係機関との連絡調整や児童委員への支援などを行っています。

【あなたのお住まいの地区にも】
民生委員児童委員及び主任児童委員は、各委員ごとにそれぞれ担当の地区を定めて活動しています。あなたのお住まいの地区にも民生委員児童委員がおりますので、お気軽にご相談ください。
※担当の民生委員児童委員及び主任児童委員がわからない場合の問合せ先
☎２３－２１１１（社会福祉課社会係）

【民生委員児童委員、主任児童委員の身分】
民生委員児童委員、主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた県の非常勤特別職で、給与は支給されません。

活動　～秘密は守られます。お気軽にご相談を～

社会調査	担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
相談	地域住民が抱える問題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。
連絡通報	住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。
生活支援	住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。
情報提供	社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
調整	住民の福祉需要に対し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。
意見具申	活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて関係機関などに意見を提起します。

子どもが被害に遭わないために

〈群馬県警 HP より引用〉

～保護者の方へ～子どもの犯罪被害防止！

○被害に遭いやすい犯罪

誘拐・連れ去り（一人で下校中の声掛け事案約 45％）
わいせつ行為（女児に限らず男児も注意！）

○子どもたちと「我が家のルール」をつくりましょう

《ひとりにならない》
　外では、なるべくお友達と一緒に行動すること、一人のときは周囲に気を配り、人家のある明るい所を選んで行動することを指導してください。

《知らない人には付いて行かない》
　声を掛けられたら、大人が手を伸ばしても届かない距離を保つことや知っている人でも「お家の人に聞いてから」と言うように指導してください。

《外出先を親に言う》
　外出するときは、誰とどこに行くか、何時ころに帰るかなどを家族に連絡してから出掛けるよう繰り返し指導しておきましょう。

《危険な時は大声で叫ぶ》
　万一、知らない人に身体を捕まれるなど危険なことがあったら大声で助けを呼ぶよう指導してください。また、近くの店や家に逃げ込むことも教えましょう。

○親子で通学路の安全を確認しましょう

《「子ども安全協力の家」の確認》
　子どもが助けを求めてきたら、警察への通報や親への連絡などの対応をしてくれる家です。通学路には、何件かありますので予め親子で確認しておきましょう。

《危険箇所の確認》
　人家や街灯の少ない所や通りから死角になるアパートの外階段など大人から見て危険と思われる箇所を子どもと一緒に確認し「ここには、近づかないでね」などと注意しておきましょう。

～よいこのみなさんへ～「いかのおすし」をおぼえて身を守りましょう

ほとんどの人は、良い人です。
でも中にはあなたを「ゆうかい」しようとする悪い人もいます。

あなたが知らない人に声をかけられたら？

イカない…知らない人についていかない
のらない…知らない人の車にのらない
おおごえでさけぶ…「助けて！！」とおおきな声を出す
すぐにげる…こわかったら大人のいる方にすぐにげる
しらせる…どんな人が何をしたか、家の人にしらせる

詳しくは、群馬県警察本部（県警ホームページ http://www.police.pref.gunma.jp）の「犯罪から子どもを守るための安全情報」に掲載されています。

市内医療機関一覧

〈一般診療所〉

名　称	所　在　地	電話番号
青木クリニック	高橋場町２０４８番地３	24-1122
石田医院	馬喰町１２１４番地	22-2477
医療法人源医会 藤塚クリニック	高橋場町２１５０番地１１	23-7300
医療法人社団ほたか会 ほたか医科歯科クリニック	下久屋町９４０番地１	23-0678
医療法人松栄会 松田耳鼻咽喉科医院	東原新町１５３８番地１７	23-3387
内田病院	久屋原町３４５番地１	23-1231
江森内科医院	西倉内町５８８番地	20-1001
加瀬医院	鍛冶町９８３番地	23-5808
かない眼科クリニック	高橋場町２０７２番地９	30-5088
かないクリニック	西原新町甲９２番地	22-1166
金子医院	白沢町平出７６５番地	53-2008
久保産婦人科医院	高橋場町２０３１番地４	23-1360
こうだ医院	材木町１５６番地	22-5333
さこだクリニック	高橋場町３１５番地４	25-9111
塩崎医院	清水町４２１１番地	22-2451
しめぎ整形外科クリニック	柳町２５６３番地１２	60-1717
白根クリニック	薄根町３３００番地１	24-1701
代田眼科	上原町１６１９番地１５	23-2403
皇海診療所	利根町大楊９６９番地２	50-8133
武田メンタルクリニック	横塚町１１８１番地１	60-1377
堤眼科	馬喰町１２３１番地２	24-2111
角田外科医院	上原町１５５５番地３	22-4936
つのだ医院	久屋原町１１４番地１	25-3111
つのだ小児科クリニック	西原新町甲１２２番地	22-3163
独立行政法人国立病院機構 沼田病院	上原町１５５１番地４	23-2181
利根中央病院	東原新町１８５５番地１	22-4321
利根南郷診療所	利根町日影南郷甲90番地	54-8020
沼田眼科医院	東倉内町２８２番地４	22-3289
沼田クリニック	栄町６１番地３	22-1188
沼田利根医師会 休日夜間急患診療所	上原町１８０１番地６８	24-1199
沼田脳神経外科循環器科病院	栄町８番地	22-5052
林内科医院	横塚町１２７５番地２	24-1118
光整形外科医院	東倉内町２１９番地８	24-0123
平井皮膚科医院	恩田町３５３番地	24-4122
藤塚医院	下川田町５３０番地	22-3263
矢内整形外科医院	薄根町４０６２番地３	23-8711
やなぎまち皮フ科クリニック	柳町２５６２番地１	25-3939

〈歯科診療所〉

名　称	所　在　地	電話番号
浅沼歯科医院	東倉内町２２５番地	22-2862
旭ヶ丘歯科医院	坊新田町１２５０番地３６	23-5713
石原歯科医院	柳町２５２７番地３	30-5123
医療法人 勅使河原歯科診療所	高橋場町２１４７番地９	22-4114
うえだ歯科医院	白沢町高平７０番地１３	20-9292
薄根歯科医院	薄根町３３１０番地５	22-3880
内田歯科医院	井土上町７７９番地８	23-0152
櫛淵歯科医院	西原新町８６番地３	22-2241
鈴木歯科クリニック	東原新町１９４３番地	24-3033
スマイル歯科クリニック	久屋原町531番地4	25-9500
高橋歯科医院	西倉内町８０９番地２	22-2727
勅使河原歯科医院	下之町３０７１番地	22-2627
利根保健生活協同組合 利根歯科診療所	高橋場町２００２番地１	24-9418
冨澤歯科医院	東原新町１８９７番地８	22-4173
トミザワ歯科クリニック	横塚町２２１４番地１	22-8148
沼田クリニック	栄町６１番地３	22-1188
野田歯科医院	白沢町高平４９番地４	53-3041
パール歯科クリニック	横塚町１１８５番地４	22-0015
ハピカ歯科	高橋場町４５８６番地２	60-1182
はるな歯科医院	榛名町4274番地 ヴィラおおたけ1	22-8461
ホワイト歯科クリニック	東原新町１４６８番地	24-8505
ほたか医科歯科クリニック	下久屋町９４０番地１	23-0678
松井歯科医院	高橋場町２０６０番地６	23-0318
宮下歯科医院	下之町８９４番地	22-2318
宮下歯科医院	材木町４３番地２１	23-3495
山口歯科医院	西倉内町７８９番地	24-4041
山田歯科クリニック	馬喰町１２２３番地	23-6616
割田デンタルクリニック	東原新町１８４５番地３	24-1814

〈助産院〉

名　称	所　在　地	電話番号
母の芽助産院	横塚町1154番地8	090-4956 -3066

〈歯科診療所〉

名　　称	郵便番号	所　在　地	電話番号
浅沼歯科医院	378-0043	沼田市東倉内町２２５番地	22-2862
旭ヶ丘歯科医院	378-0017	沼田市坊新田町１２５０番地３６	23-5713
石原歯科医院	378-0055	沼田市柳町２５２７番地３	30-5123
医療法人 勅使河原歯科診療所	378-0056	沼田市高橋場町２１４７番地９	22-4114
うえだ歯科医院	378-0121	沼田市白沢町高平７０番地１３	20-9292
薄根歯科医院	378-0031	沼田市薄根町３３１０番地５	22-3880
内田歯科医院	378-0035	沼田市井土上町７７９番地８	23-0152
櫛淵歯科医院	378-0054	沼田市西原新町８６番地３	22-2241
鈴木歯科クリニック	378-0053	沼田市東原新町１９４３番地	24-3033
スマイル歯科クリニック	378-0005	沼田市久屋原町531番地４	25-9500
高橋歯科医院	378-0042	沼田市西倉内町８０９番地２	22-2727
勅使河原歯科医院	378-0044	沼田市下之町３０７１番地	22-2627
利根保健生活協同組合 利根歯科診療所	378-0056	沼田市高橋場町２００２番地１	24-9418
冨澤歯科医院	378-0053	沼田市東原新町１８９７番地８	22-4173
トミザワ歯科クリニック	378-0002	沼田市横塚町２２１４番地１	22-8148
沼田クリニック	378-0014	沼田市栄町６１番地３	22-1188
野田歯科医院	378-0121	沼田市白沢町高平４９番地４	53-3041
パール歯科クリニック	378-0002	沼田市横塚町１１８５番地４	22-0015
ハピカ歯科	378-0056	沼田市高橋場町４５８６番地２	60-1182
はるな歯科医院	378-0041	沼田市榛名町4274番地 ヴィラおおたけ1階	22-8461
ホワイト歯科クリニック	378-0053	沼田市東原新町１４６８番地	24-8505
ほたか医科歯科クリニック	378-0004	沼田市下久屋町９４０番地１	23-0678
松井歯科医院	378-0056	沼田市高橋場町２０６０番地６	23-0318
宮下歯科医院	378-0044	沼田市下之町８９４番地	22-2318
宮下歯科医院	378-0045	沼田市材木町４３番地２１	23-3495
山口歯科医院	378-0042	沼田市西倉内町７８９番地	24-4041
山田歯科クリニック	378-0046	沼田市馬喰町１２２３番地	23-6616
割田デンタルクリニック	378-0053	沼田市東原新町１８４５番地３	24-1814

〈助産院〉

名　　称	郵便番号	所　在　地	電話番号
母の芽助産院	378-0002	沼田市横塚町1154番地8	090-4956 -3066

市関係機関一覧

●市役所・支所

沼田市役所	西倉内町780	２３-２１１１(代)
白沢支所	白沢町平出135-1	５３-２１１１
利根支所	利根町追貝37	５６-２１１１

●保健福祉

保健福祉センター	東原新町1801-72	２３-２１１１(代)
福祉作業所		２２-１９９３
在宅重度心身障害者デイサービスセンター		２２-１９９４
心身障害児通園施設		２２-１９９０
白沢健康福祉センター	白沢町平出1312-4	２０-９０９０
利根保健福祉センター	利根町大楊1085-3	５６-４６０１
ふれあい福祉センター	白岩町189-11	２３-３４９７

●市民生活

市民活動センター（保健福祉センター内）	東原新町1801-72	２２-８４４４
消費生活センター（東原庁舎内）	東原新町1801-40	２０-１５００
勤労青少年ホーム	白岩町甲213	２４-０１３５

●生活環境

水道会館	下久屋町915	２４-８８１１
清掃工場	白岩町226	２３-１００９
一般廃棄物最終処分場	上川田町字日影地内	２３-８５９９

●その他

社会福祉協議会	東原新町1801-72	２２-１９９０
社会福祉協議会白沢支所	白沢町平出135-1	５３-２７２２
社会福祉協議会利根支所	利根町大楊1085-3	５６-４６０３
サラダパークぬまた	上発知町1708	２３-９３０１

●教育文化

保育園　（Ｐ２０～２２参照）

幼稚園　（Ｐ１８・１９参照）

小学校

沼田小学校	西倉内町746	２２-２０６３
沼田東小学校	東原新町1801-1	２３-１１１８
沼田北小学校	高橋場町4898	２４-４１２３
升形小学校	栄町141	２２-３１０７
利南東小学校	上久屋町2135	２２-３００６
池田小学校	発知新田町533	２３-９３２０
薄根小学校	善桂寺町32	２２-２８９１
川田小学校	下川田町540	２２-３０５６
白沢小学校	白沢町高平94-1	５３-２１５１
利根東小学校	利根町追貝93	５６-３０１６
平川小学校	利根町平川839	５６-２００９
利根西小学校	利根町大原1025	５６-２２６７
多那小学校	利根町多那732	５３-２９１９

中学校

沼田中学校	東原新町1801-1	２３-１１１６
沼田南中学校	戸鹿野町726	２３-５５５７
沼田西中学校	薄根町3580	２２-３０５５
沼田東中学校	横塚町1118	２２-２４７２
池田中学校	発知新田町533	２３-９３３０
薄根中学校	善桂寺町40	２２-３１８０
白沢中学校	白沢町高平75-1	５３-２００９
利根中学校	利根町追貝３３４	５６-２０４４
多那中学校	利根町多那732	５３-２６９８

給食センター	戸鹿野町730-1	２３-１６７２
中央公民館	東倉内町829-1	２３-０１４３
利南公民館	上沼須町197	２２-２０６６
池田公民館	発知新田町530-3	２３-９８５１
薄根公民館	下沼田町733-1	２２-３１６０
川田公民館	下川田町乙798	２２-２００９
白沢公民館	白沢町高平1	５３-２２９１
利根公民館	利根町追貝37	５６-２１１１
図書館	西倉内町821-1	２２-０５５０
白沢創作館	白沢町平出135-1	５３-２７２２
市民体育館	東原新町1801-1	２４-９４４４
市民プール	硯田町626	２３-７３７３
利根屋内プール	利根町大楊1086-1	５６-４１２３

１１　市関係機関一覧

索　引

子　育　て　M　A

発行：沼田市役所

このガイドブックは、市のホームページにも掲載しています。
　今後は、皆さんと一緒により使いやすいガイドブックを作成していきたいと思いますので、是非ご意見・ご要望をお寄せください。

〒378-8501
沼田市西倉内町 780 番地
沼田市役所健康福祉部子ども課
TEL ２３−２１１１（内線７７２５８）　FAX ２３−２９４１
http://www.city.numata.gunma.jp

沼田市

（平成２７年４月発行）